

令和7年度第2(60)回岡山県人権政策審議会 議事概要

○開催概要

- 1 日 時 令和7年10月7日(火) 10:00～11:20
- 2 場 所 ピュアリティまきび
- 3 出 席 者

◆委 員(五十音順、敬称略)／出席委員10名

青木美憲、井芹聖文、川島聡、莚田信之、近藤理恵、進藤貴子、
角田みどり、筒井愛知、森垣源也、薬師寺明子

◆アドバイザー(敬称略)／出席1名

中塚幹也

◆岡山県／出席20名

県民生活部次長、地域福祉課長、子ども家庭課長、指導監査課長、
長寿社会課長、障害福祉課長、健康推進課長、疾病感染症対策課長、
福祉企画課長、労働雇用政策課長、デジタル推進課副課長、国際課長、
くらし安全安心課長、危機管理課長、人権教育・生徒指導課課長、
人権・男女共同参画課長、人権・男女共同参画課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部次長あいさつ

委員の皆様には本日は大変お忙しい中、人権政策審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

また、本県の人権施策の推進に関しましては、平素から御理解と御協力を賜りまして重ねてお礼申し上げます。

国では、インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、被害者救済の実効性を高めること等を目的に、今年4月、「情報流通プラットフォーム対処法」を施行し、プラットフォーム事業者等に、削除申出窓口の整備・公表や、削除基準の策定・公表等が義務付けられたところである。

本県でも、現在、御審議いただいている第6次岡山県人権政策推進指針(答申案)でインターネット上の人権侵害を課題横断的な人権課題と位置付け、県民一人ひとりがインターネット利用上のモラルを守り、正しく利用するための教育・啓発に一層努める必要があるとしたところであり、国、市町村、関係機関等と連携しながら、幅広く啓発等を行い、すべての人々がお互いを尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を目指してまいりた

い。

本日は、前回の審議会での御意見を反映した答申案について、さらに御審議をいただくこととしており、皆様の御意見を踏まえ、第6次指針素案として、来月中旬から1か月間、パブリックコメントを実施し、県民等から御意見を募集したい。委員の皆様におかれては、忌憚のない御意見をいただくようお願いする。

2 議 題

(1)「第6次岡山県人権政策推進指針」の策定について

～資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(委員等)

性別不合(仮訳)は、国際疾病分類に基づいた和名案であり、2027年の施行時には(仮訳)は削除されることとなる。

また、プレコンセプションケア推進5か年計画が今年度策定された。これは、将来の妊娠や子どもを持つことを考えるために、自身の健康に向き合うための様々な支援をするものだが、子どもを持ちたくない方にとっても計画に基づく行動をすることによって健康な人生が送れるというものである。プレコンセプションケアは子どもを産みなさいというメッセージではないと国連は言っているが、圧力が強くなっている面もあることは事実だ。プレコンセプションケアという言葉が、そのまま人権に当てはまるものではないが、例えばSRHR(性と生殖に関する健康と権利(Sexual and Reproductive Health and Rights))の考え方を、個別の内容の中ではなく、全体の考え方の基盤として記載してもよいと思った。子どもを産みなさいというメッセージに捉えられがちであり、学校の教育現場でそのような誤解を生まないようにしなければならない。

次に、第4章の各人権課題「女性」において、「男女」という表現が「性別に基づく」と修正されているが、いくつか「男女」という言葉が残っている。これは今年度策定のウィズプランによって調整されるかもしれないが、できれば多用しないようお願いしたい。

加えて、同章の各人権課題「性的マイノリティの人々」について、2023年に最高裁がトランスジェンダーの性別変更について、生殖不能の手術要件を違憲としたことや、今年9月、札幌家庭裁判所がホルモン療法等を行わなくとも、性別変更を認めたことなどについて記載を検討してはどうか。特に、最高裁の判例は法律に近いため、直近の情報としてその記述を少し加えてはどうか。

さらに、第2章「2 指針の性格」(P7)において、各人権課題を列挙してい

るが、各人権課題のすべてを記載していない。記載するもので基準があるのか。

(人権・男女共同参画課長)

プレコンセプションケアの記述や「男女」という表現については、現在策定中のウィズプランとも連動するため、検討したい。「男女」という言葉は、男女共同参画の視点で考えたとき、男女間の差が依然としてある現状を踏まえると、この言葉を用いず表現できるか、現時点では不明だが、ウィズプランとの関係の中で整理したい。

性的マイノリティに関する最高裁の判決等は、各人権課題「性的マイノリティの人々」の「現状と課題」において、記述を検討したい。

第2章で列举した人権課題について、記載基準はないが、文量の都合上、人権課題順にいくつか例示的に記載したものである。

(委員等)

各人権課題には重い、軽いという順位はなく、すべて列举してもよいのでは。事務局で検討し、今後必要なら追記されたい。

(委員等)

たしかに、人権課題として記載のないことで、県民に県として課題意識の濃い薄いがあると思う可能性はあるかもしれない。検討をお願いします。

(委員等)

第4章の各人権課題「障害のある人」(P42)において、「特別支援学校における進路指導を充実し」という記載があるが、特別支援学校以外の場所でも障害のある子どももいるため、特別支援学校だけを限定するように記載をしない方がよいと考えるがいかがか。

(人権教育・生徒指導課長)

御指摘のとおり、特別支援学校に限ったものではないため、関係課と共有し、検討したい。

(委員等)

LGBTQのQ（クィア）について、注釈で説明を記載しているが、現在の内容では、具体的にどのような人を指すのか分かりづらい。

(委員等)

LGBTQのQは「クエスチョニング」あるいは「クィア」として使われている。クィアは医学的な言葉ではなく、元は同性愛者に対する差別的な用語として使われたが、現在では、性的マイノリティの方々の団体活動の場で、自らをクィアと呼び、権利を主張する肯定的な使われ方をしている。注釈自体がなくてもよいし、注釈を記載するとしても、前半部分の「奇妙な、風変わりな」という説明はなくてもよい。性的マイノリティやどの分類にも属さない人を指す言葉であるので、否定的なことから書き出さず、例えば、「『独特の』という意味の言葉であるが、それを肯定的な意味として性的マイノリティの人々のことを指す」くらいでもいいかもしれない。

(人権・男女共同参画課長)

御指摘のとおり、「奇妙な、風変わりな」との表現は不要かもしれないので、委員等に御相談しながら検討したい。

(委員等)

第4章の課題横断的な人権課題「インターネット上の人権侵害」について、P21の「フィルタリング」に注釈の印がついているが、P19で既出のため、注釈の位置の変更をお願いします。フィルタリングというシステムは事業者に義務付けられているので、注釈の位置としてもP19の方が適当だ。

(人権・男女共同参画課長)

修正する。

(委員等)

資料No.4の前回審議会等での委員の意見に対する回答の「障害の社会モデル」について、国の人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（以下「基本計画」という。）では、「障害の社会モデル」及び「共生社会」の両方の言葉が使われていることに対し、県の答申案では、「共生社会」の中に「障害の社会モデル」の考え方が含まれていることから、「障害の社会モデル」という表現は使用しないと回答している。これは、国の基本計画における「共生社会」と「障害の社会モデル」の使い方とは異なる独自の使い方だが、どう理解すればよいか。「共生社会」という概念と「障害の社会モデル」という概念が、包含関係にあるとの理解だと思うが、文脈によっては重なり合う部分はあるかもしれないが、完全に包含しているのかが疑問である。

(人権・男女共同参画課長)

「障害の社会モデル」について、障害自体を個人の問題として捉えるのではなく、社会としてその人にとって住みやすい環境づくりを目指していくものであると理解し、「共生社会おかやま」、さらにはユニバーサルデザインの中に、上記の考え方が含まれると認識している。また、県で定める障害者計画においても、「共生社会おかやま」という考え方のもと、障害が個人の問題ではなく、社会全体のものとして取組を推進している。

(委員等)

「障害の社会モデル」というものは、障害の問題の所在が個人の機能障害ではなく、社会の側（社会的障壁）にあり、社会変革を重視するものであるが、「共生社会」はしばしばインクルーシブ・ソサエティと翻訳され、共に生きる社会というものであり、両者は次元が異なる概念である。考え方が含まれているから記載しないとのことであれば、各人権についても同様に言及しなくても、「共生社会」に包含されるのでよいのではないかと聞こえる。このことは丁寧な説明が必要であり、障害の問題は個人の機能障害にあるという「個人モデル」（医学モデル）に対抗した考え方である「社会モデル」は、独自の意味合いを持ち、「共生社会」に包含し、この概念を見えなくすることで、「社会モデル」の意義が消えるのではないかと心配して他委員は御意見されたのではないかと。

また、「人権モデル」も、障害のある方は保護や医療の客体との従来の考え方に対して、権利の主体であるという考え方に転換した背景があり、パラダイム転換における言葉には独自の意味合いがある。国の基本計画では「人権モデル」という言葉はないが、国連の障害者権利委員会をはじめ、学術的にも注目されている概念であり、「人権の主体」という言葉でカバーされる部分はあるが、「社会モデル」は、国の基本計画にも記載があり、何らかの記載があってもよいのではないかと。例えば、P44 記載の合理的配慮の注釈で、「社会の中にあるバリアを取り除く」は、まさに「社会モデル」の考え方を踏まえているので、その前に「障害の社会モデルを踏まえ」を追記してもよい。しかし、その位置で追記をすると、注釈中の「障害の社会モデル」にさらに注釈が必要となり、できれば本文中の記載を検討いただきたい。

(委員等)

フランスの障害に関する学会では、障害のある人が教育や就業、サービスに「アクセス」できることが重要だと考えられている。障がい者福祉だけでなく、他の福祉の現場においても、様々なことにアクセスできないことは個

人の人権侵害のため、アクセス可能な環境づくりが必要だという考えのもとに支援が行われている。様々なことにアクセスできることが「社会モデル」であり、アクセスできるようになった結果が「共生社会」だから、両者は次元が異なる。様々なことにアクセスできるということも強調した方がよい。

(人権・男女共同参画課長)

担当課とも相談し、検討したい。

(委員等)

第4章の各人権課題「ハンセン病患者・元患者及びその家族」について、現状と経過について丁寧に記載してあるが、2009年に制定された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」について記載する必要があるのではないか。この法律に基づき、様々な対策が講じられたため、ハンセン病の被害者回復、名誉回復を目的とした法律の制定は記載が必要だ。

また、旧優生保護法が2024年に最高裁で違憲と判断されたことは、入所者にとって非常に大事であり、被害回復という点で無視できない。併せて記載が必要だ。

(疾病感染症対策課長)

御指摘の内容については、検討したい。

(健康推進課長)

旧優生保護法について、P39で記載しているものの、憲法違反までは記載していない。どの程度記載するか、検討したい。

(委員等)

これまで使われていた性同一性障害という言葉が、性別不合（仮訳）に2027年の法施行で完全に切り替わるのか。これまで性同一性障害は、心と身体性の不一致と受け止めていたが、性別不合（仮訳）の注釈では、「出生時に割り当てられた性と実感する性別とが一致しない状態」とされており、微妙にニュアンスが違うように感じる。

(委員等)

これまで、社会学的は、トランスジェンダーは、出生時に割り当てられた性と心の性が一致しない方々のことを指し、医学的になると、身体性の性と性自認の性が一致しない状態を指していた。そのため、医療でそこを一致させ

ることが治療だと長年言われてきた。今回の WHO の新しい国際疾病分類 (ICD-11) ではその概念を変え、社会に割り当てられた性によって苦しんでいる部分について、ケアしないといけないということで、大きく定義を変えた。例えば、学校では、今まで女子生徒の制服にはスカートしかなかったが、ズボンも選択できるようになることにつながった。

(委員等)

国際的な疾病分類においては、性別不合の方が正確であるということか。

(委員等)

正式な決定は 2027 年だが、学会ではすでに性別不合を使用されており、厚生労働省の専門家部会においても和訳案をおおむね了承しているのです、このまま性別不合が使われるのではないかと。

(委員等)

「障害の社会モデル」について、私は特別支援学級のある学校に勤めているが、日本の特別支援教育は、広くインクルーシブを目指すものの、根底には、特別支援学級の児童生徒がある程度の力量を高めることで通常学級への転籍が可能であるとの考えである。しかし、国連の提唱するインクルーシブや文部科学省も、どの子も同じ場でともに学ぶことができることを目指していると思うが、特別支援学級というシステムがある以上、そうしたくてもなかなか理想に近づくことができない部分がある。また、人権問題に関する県民意識調査によると、18～29 歳の方で同和問題を知らない人が多く、驚いた。学校教育で学んだはずだが、知らないと答える若者が多くいることから、子どもに対して知識として教えることや大人も含めて啓発の場で伝えていくことが大事であると感じる。そのような意味で、障害を「個人モデル (医学モデル)」ではなく、「社会モデル」として考えていこうという啓発の意味も含め、答申案の中で「社会モデル」という言葉を県民に投げかけていただきたい。「共生社会」は我々の理想とするところだが、障害については、そこにたどり着くまでは、まずは「社会モデル」の考え方でいきませんかという想いをお伝えしたかった。

(委員等)

第 4 章の各人権課題「外国人」について、これから外国人はどんどん増えていくので、日本語教育を充実する必要があると考える。

(委員等)

第4章の課題横断的な人権課題「インターネット上の人権侵害」の現状と課題（P19）について、前段では、フィルタリングサービスについて事業者に義務付けることを記載し、「そのため」という接続詞でつなぎ、後段でペアレンタルコントロール機能を活用するなどの保護者の対応が求められる記載をしている。フィルタリングサービスの利用の有無にかかわらず、ペアレンタルコントロール機能は活用していただきたいので、別の接続詞がよいのではないか。

(デジタル推進課副課長)

フィルタリングサービスとペアレンタルコントロールについては別々のサービス・機能であり、義務や活用を求める対象も異なることから、委員の御指摘の内容の記載について、検討したい。

(委員等)

「課題横断的な人権課題」について、注釈にその用語の説明を記載しているが、この言葉自体は固有名詞や一般的に定義付けされている用語ではないことから、注釈ではなく本文に記載してもよいのではないか。

また、注釈も、注釈の印と注釈を記載している箇所が離れているので、同じページ内に注釈が記載されている方が読みやすいのではないか。

(人権・男女共同参画課長)

人権課題の説明を本文に記載すること及び注釈を入れる箇所について検討したい。

(委員等)

注釈の印の横にページを示す方法もあろうと思う。（例：（*○（P▲）））

(委員等)

第4章の課題横断的な人権課題「インターネット上の人権侵害」について、P19で「学校設置者が整備した端末等」を記載したことは適切なことだと思う。学校で設置した機器もインターネット上の人権侵害を招く危険な入口だという一方、インターネット社会で生きていく子どもたちにとって、非常に重要な教育の場であるので、教育の充実を図るツールにもなるとの記載も検討してほしい。

(人権教育・生徒指導課長)

御指摘のとおり、学校設置の機器が危険因子であると同時に有益なものもあるので、そのことが分かるような記載を検討したい。

(委員等)

第4章の各人権課題「障害のある人」について、P39に「国では、平成26(2014)年の『障害者の権利に関する条約』の発効に向け」と記載しているが、この条約について批准国数が達成され、国際的に効力が生じたのは2008年5月3日である。日本において効力を生じたのが2014年ではあるが、誤解を招かないためにも、「批准」と表現した方がよい。

(委員等)

事務局には、本日の審議の御意見を整理いただき、指針素案のとりまとめをお願いします。次回の審議会では、答申案の最終審議を行う予定とする。本日予定されていた審議は終了とする。